

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 5 年 10 月 31 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

1 平成 29 年度定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（都市整備部建設課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>公園台帳について</p> <p>都市公園法第 17 条第 1 項では、「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない。」とされている。さらに、都市公園法施行規則第 10 条第 4 項で、「記載事項に変更があったときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。」とされている。しかしながら、台帳は作成されているものの、記載事項が更新されていないものが多く見受けられた。</p> <p>順次すべての公園について台帳の記載内容の確認を行い、台帳の整備を進めるべきである。定期的に台帳の記載事項の確認・更新を行い、関係法令に則った適正な公園管理に努められたい。</p> <p>特に 5,000 m²以上の公園については早急に台帳を整備されたい。少なくとも公園の現況を把握することが肝要である。</p>	<p>特に優先すべきとの指摘を受けました、面積 5,000 m²以上の公園（全 5 公園）の台帳整備につきましては、令和 4 年度に更新完了いたしました。</p> <p>本年度は、残る公園の内、面積 2,000 m²以上の公園（全 16 公園）について、公園台帳の内容確認・更新を、6 ヶ月間会計年度任用職員を用いて行う予定です。</p> <p>引き続き、適正な公園管理に努めてまいります。</p>	<p>R5. 6. 19</p>

<p>道路用地の借入について</p> <p>相続人が多数となっている土地や所有者の所在把握が困難な土地等については、事業の推進において様々な支障が生じているため、国土交通省がガイドラインを作成している。</p> <p>道路用地は取得が原則であり、平成22年度の土地賃貸借契約締結の起案文書でも、契約相手方と用地買収について今後とも継続協議を行うという確認がとれている。</p> <p>遺産分割協議が終了していない土地に関して、相続人の一人と賃貸借契約をしているが、その契約の有効性についても検討を行うとともに、国土交通省のガイドライン等を参考にされ、当該用地取得に向けて努力されたい。</p>	<p>用地取得に向け土地管理人（相続人の一人）に相続手続きを促すとともに、市も協力しているところですが、相続人が多数おられるため費用負担が相当かかることが予想され、用地買収額では見合わないとの理由で協力が得られない状況です。</p> <p>なお、国土交通省のガイドラインは、所有者が把握できている本件には適用されず、相続登記をしないまま所有権移転登記を可能とする制度ではありません。</p> <p>また、道路用地として利用する権原が必要であることから、やむを得ず賃貸借契約を締結しています。賃貸借契約の解除は市道として長い間利用いただいている市民の不利益につながる可能性があります。</p> <p>所有者不明土地に関しては全国的な問題となっており、現在解消に向け民法や不動産登記法の改正が行われている状況であることから、今後これらの施行状況を見ながら相続手続きを促し、用地取得につなげていきたいと考えています。</p>	R5.6.7
--	---	--------

2 平成30年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部高齢者支援課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金等について</p> <p>補助金等が交付されている団体について、その補助金額を上回る繰越金が生じている団体が見受けられた。</p> <p>地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要性や公平性等を踏まえ、補助対象や金額が妥当であるかという点について適切に判断する必要がある。</p> <p>今回のような補助金額を上回る繰越金が生じている状況を看過していることは、本来補助金が交付される必要があ</p>	<p>老人クラブ補助金については、県の補助金（31,040円/単位クラブ）を財源として、太宰府市長寿クラブ連合会に加盟している単位クラブ毎に年間51,840円を交付していますが、近年の単位クラブ数の減少が大きな課題となっています。</p> <p>老人クラブ関係事業については、平成29年度に補助金交付規則を制定し、申請から実績報告までの事務手続きを規定した繰越金の取扱については規定していません。</p> <p>ご指摘の繰越金について、長寿クラ</p>	R5.6.6

<p>るのか甚だ疑問である。</p> <p>繰越金の限度額を認める必要性があるのであれば、補助の目的や対象、繰越金の取扱い等について、補助要綱等を規定し、基準を明確にすべきである。</p>	<p>ブ連合会の事務局に対し問題提起を行い一定の理解は示されたものの、「年度当初の資金繰りのための繰越」「周年事業に備えた繰越」等、各クラブそれぞれの理由があり、繰越金の内容を精査したうえで慎重に議論する必要があるという意見を頂いています。</p> <p>令和4年度に近隣市に同補助金の取り扱いについて聞き取りを行ったところ、老人クラブの日常的な活動を支援する目的の補助金であり、国の財源も入っています。毎年の老人クラブ運営の基礎的な費用ととらえています。また、繰越金を理由に補助金交付対象としないこととすれば、補助対象クラブ数が減り、国・県に活動の衰退と受け取られる恐れがある、等の意見でした。中には多額の繰越金を有する単位クラブに対しては事業で会員へ還元する、周年事業の積立については会計を別にするなど口頭で指導する、という自治体もあり、今後の参考とします。</p>	
--	---	--

3 平成30年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（健康福祉部福祉課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金交付規程について</p> <p>本市の補助金は、国が実施する「高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」及び「高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針」に準じて交付されており、手続きも同様であるとの説明であった。</p> <p>しかし、市の補助金交付規程には補助対象事業、補助対象経費に関する記載がない。</p> <p>補助金交付規程の中で、補助対象事業、補助対象経費を明確に定めるべきである。</p>	<p>令和3年4月1日に「太宰府市補助金等交付規則」が施行されたことから、これに沿って「公益社団法人太宰府市シルバー人材センター補助金交付規程」についても指摘事項を踏まえ内容の検討作業を進めています。インボイス制度の導入に伴う影響に対する国の動向を見つつ改定作業を行う予定です。</p>	<p>R5.6.8</p>

<p>補助金交付の適正な審査について</p> <p>福祉課は、本補助金の交付決定にあたって、国による補助金と同じ補助基準で実施していることから、国の補助金交付の採択をもって、市の補助金交付決定としている。また、国へ提出された補助金実績報告書を市補助金に対する正しい実績報告書と見做し、市として実質的な審査を行っていなかった。</p> <p>補助金執行の適正性を判断するためには、事業内容や収支計算書を精査し、補助金の積算根拠を明確にするとともに、補助金の対象経費であるかを実際に帳簿及び領収書等で確認すべきところである。</p> <p>補助金は、市が支出しているものであり、補助目的が達成できているのか事業実績を確認し、指導を行うなど補助金交付の適正な審査を行われたい。</p>	<p>補助金申請の際必要な提出資料等についても、補助金交付規程の改定時に補助対象事業経費の明確化と併せて整理・検討し、適切な審査を目指します。</p>	<p>R5.6.3</p>
---	---	---------------

4 令和元年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（観光経済部産業振興課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>太宰府市農業生産組織組合について</p> <p>太宰府市農業生産組織組合は、市より5万円の補助を受け、事務局を太宰府市役所農政担当課に置くものとして、産業振興課で事務を執り行っている。</p> <p>しかしながら、その活動は、市の事業である「ふるさと水と土保全対策事業（花いっぱい運動）」が主なものとなっており、組合が本来目的とする活動がなされておらず、形骸化した組織となっている。</p> <p>花いっぱい運動の受け皿となっているということであるが、農業生産組織組合の本来の存立意義を整理し、補助金や事務局の必要性について見直しを行われたい。</p>	<p>太宰府市農業生産組織組合の目的は当市の都市近郊農業を皆で考え、組合員相互の情報交換によって、その生産活動を盛んにするとともに農業生産組織の中核として団体と交流連携を図ることです。</p> <p>当組合の構成員は市内農業者の中核的存在であり、主要な取り組みである花いっぱい運動は休耕田や史跡地を活用したおもてなしの心による観光資源づくりに寄与しており、有益な団体として認識しています。</p> <p>また、当組合では世代を超えた農業生産技術向上のための研修会や情報交換を行っているところであり、今回の指摘により、改めて組合において地域農業振興への取り組みについて、共通認識を確認しました。</p>	<p>R5.6.8</p>

5 令和元年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（教育部文化学習課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>いきいき情報センターの管理について</p> <p>いきいき情報センターの指定管理協定書及び仕様書には、文化学習情報センター、生涯学習センター及びいきいき情報センター駐車場を管理するほか消防用設備やエレベーター、機械警備等の施設全体に関わる設備の保守点検業務等が規定されている。</p> <p>しかし、防災や危機管理等における建物全体の施設管理者としての業務、共有フロアや設備に係る業務、他団体占有スペースの管理及び管財課所管の普通財産の付帯設備の管理等において、一部業務範囲や責任の所在が明確にされていない状況が見受けられた。</p> <p>それらの業務には、文化学習課の事務分掌外のものも含まれているが、現在、指定管理協定書第 21 条に緊急時の対応について規定もあり、建物の管理上、振興財団が一部担っている。</p> <p>いきいき情報センターの管理体制について、文化学習課の責任範囲（事務分掌）を明確にしたうえで、振興財団へ指定管理する業務内容を仕様書に記載するとともに、関係各所へ指定管理の内容を了解させる必要があるものと思われる。</p>	<p>令和 4 年度中に協議を行い、令和 5 年度からは 1 階部分の管理を文化学習課で行うこととなり、共有フロア、他団体占有スペースの関係業務を文化学習課へ移管しています。</p> <p>ただし、1 階共有フロア部分の活用のあり方など、他課と協議を要する案件があり、建物全体を指定管理業務とするまでには至っておらず、今後、指定管理者と継続して協議を進めていきます。</p>	<p>R5.6.8</p>

6 令和元年度学校監査

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>P T A からの補助金や寄付金について</p> <p>今回、学校徴収金の監査を実施する中で、太宰府東中学校では P T A より特別施設整備補助金 90,000 円が補助され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁を受け執行されていた。さらに、教育活動補助費として 72,000 円の補助を受け、各学級 8,000 円ずつ、学級担任に現金で支給され、その執行状況は、</p>	<p>P T A と学校間の現金の収受、支払については、太宰府市立学校徴収金取扱要領に規定する学校徴収金とは異なるものの、今回の指摘を受け今後の対応について検討課題といたします。</p>	<p>R5.6.8</p>

<p>それぞれ学級会計報告がなされていた。</p> <p>また、太宰府南小学校ではPTAより学校図書本代 200,000 円が寄付され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁や図書台帳による管理がなされていた。</p> <p>これらの補助金や寄付金については、取扱要領に規定する学校徴収金とは異なるものの、PTAに対して用途を明確にする必要があるものであり、学校徴収金と同様の取扱いが必要なものであると思われる。</p> <p>学校教育課におかれては、これらPTAからの補助金や寄付金に関し、各学校において学校徴収金の支出に準じた取扱いがなされるような基準の整備を検討されたい。</p>		
--	--	--

7 令和2年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（観光経済部観光推進課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金交付について</p> <p>補助項目間の流用や補助対象外の負担金への支出が行われており、補助金申請時や実績報告時における申請内容の確認、実績報告内容の確認等が不十分な状況が見受けられた。流用に係る経費及び対象外の支出については、返還を求められたい。</p> <p>このような事態が生じたのは、補助金交付要綱等が未整備のため、補助金交付目的や補助対象経費の取扱い（流用等）、補助金交付申請及び実績報告時の手続きが明確にされていないためである。</p> <p>早急に補助金交付要綱等を整備し、補助金申請時の目的及び用途、並びに精算時の指導等を行われたい。</p>	<p>補助金の項目間の流用及び補助対象外の負担金への支出については、観光協会に対し、対象外と考える支出の返還を求め、返還処理を令和3年度内に完了しました。</p> <p>補助金交付要綱等の整備については、令和3年3月に太宰府市補助金等交付規則を制定しており、令和3年度及び令和4年度についてはこの規則に準じて補助金を交付しました。</p> <p>また、太宰府観光協会事業費補助金交付要綱については、令和4年4月に太宰府観光協会が一般社団法人となったため、法人との連携を検討していく中で交付要綱の内容について令和5年秋の策定を目指し検討しています。</p>	R5. 6. 16
<p>太宰府館内の観光協会事務所の貸借関係について</p> <p>太宰府館内に観光協会の事務所が設置されているが、市と観光協会との貸</p>	<p>太宰府館の使用許可申請及び行政財産使用料・光熱水費等については、令和5年度から負担いただく旨、太宰</p>	R5. 6. 16

<p>借契約等が交わされていない。太宰府館は行政財産であるため「太宰府市公有財産規則」に基づき公有財産使用許可の手続きが必要である。同規則第37条に基づく貸付料の徴収、及び同規則第32条に基づく施設の使用に係る管理上必要な経費及び光熱水費等の費用負担を含め、適正な措置を講じられたい。</p> <p>また、観光協会の会則に規定されている事務所の所在地の表記を、実態に則した規定に改正するよう指導されたい。</p>	<p>府観光協会と合意をしています。具体的な金額や支払方法について、観光協会と協議中です。</p> <p>また、観光協会の事務所所在地の表記については、令和3年度観光協会総会（6月）において実態に即した規定に改正済です。</p>	
--	--	--

8 令和3年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（教育部文化財課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>（古都大宰府保存協会分） 補助金の経理及び収益事業について 保存協会に対する補助金の目的となる経費は、嘱託職員、臨時雇、役員の人件費等とされており、保存協会の正味財産増減計算書内訳表において、補助金は経常収益に、人件費等は経常費用に、それぞれ公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計へ振り分けられて記載されていたが、振り分けられた補助金（経常収益）と人件費等の金額（経常費用）が符合しない箇所が見受けられた。公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計それぞれにおいて、補助金収入と補助金の目的たる支出が符合するように事業ごとの区分経理を行い、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>なお、収益事業に補助金を交付することについては、疑念があるところである。</p> <p>また、収益事業等会計に計上される収益事業は「史跡解説パンフレット・書</p>	<p>事業内容とその予算の組み立て、それに対して公益法人会計が求める収支相償とが難しいため、補助金配賦については、平成25年度の公益認定申請時から現在のような処理を行ってきたと説明を受けています。ただご指摘のように事業毎の配賦状況が見えにくいという課題があり、補助金の目的たる支出が符号しているかどうかの確認ができていませんでした。</p> <p>このため、事業実施における適正な予算の組み立てを行うため、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計を精査し、補助金収入・目的に支出の流れがわかる事業毎の区分経理を行うよう、予算書の組み立てを指導します。</p> <p>その際、収益事業に補助金を充てないよう指導し、また「史跡解説パンフレット・書籍等の制作販売」は「史跡保存に関する広報普及事業」に含むよう再検討いたします。</p>	R5. 6. 12

<p>籍等の制作・販売」、「会員向け事業」の2つとされている。</p> <p>収益事業のうち「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」は、事業の収支が経常的な赤字を抱えていることもあり、一方で大宰府史跡保存に関する広報普及を図るための事業の1つの方策とも考えられるため、この事業を公益目的事業の「史跡保存に関する広報普及事業」に含ませることを再検討されたい。</p>		
<p>(文化財課分)</p> <p>補助金の審査及び契約書等への補助金の明記について</p> <p>補助金の実績報告について文化財課は審査を行っているが、上記の補助金と補助金の目的たる支出が符合しないことについては確認していなかった。補助金の所管課として実績報告を十分精査されるとともに、事務及び会計処理について適切に指導されたい。</p> <p>さらに、保存協会が受託している史跡保存広報事業や史跡整備事業、大宰府展示館や水城館の指定管理事業の契約において、これらに係る人件費は各事業の契約額には計上されず補助金で賄われている実態があるので、この点については、契約に係る費用が市民に分かるよう契約書等に明記しておくべきである。</p>	<p>収益事業を含む事業費に振り分けられている補助金について精査し、補助金を適切に執行するため、事務・会計処理について検討を進めてまいります。</p> <p>改善点について、史跡管理・普及啓発等受託事業における人件費を補助金で賄っていることについて、令和5年度契約より契約書等に明記しております。</p> <p>なお、指定管理事業における人件費については、上記の「事業実施における適正な予算の組み立てを行う」ことを念頭に、令和5～7年度契約の際、一部の人件費を指定管理料に含めました。このように措置をとっていますが、指定管理契約のみの人件費振分けはまだ課題があり、このため、補助金で賄っていることについての契約書明記は、当該期については保留としています。</p>	R5. 6. 12

9 令和4年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（市民生活部環境課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>太宰府北寿苑跡地の活用について</p> <p>令和2年度第1期定期監査及び行政監査の指摘事項「太宰府北寿苑跡地の活用について」の措置方針について、令和4年6月9日付で通知を受理した。この通知において、今後地元との協議を継続し、当該跡地の活用について検</p>	<p>北寿苑跡地活用については、大野城太宰府環境施設組合とも協議しており、地元も納得する活用方法がないか検討中です。現在は行政から活用方法を提案するため、調査を行っているところで、調査が完了し、活用方法の案</p>	R5. 5. 17

<p>討を進めるとのことであるが、このような状況が長期に継続すれば、多額の管理経費がかかることとなり、遊休地の有効な活用の観点からも早急な解決を図られたい。</p>	<p>が示せる状況になれば、北谷区との協議を行う予定です。</p>	
--	-----------------------------------	--

監査の結果及び措置状況（総務部管財課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>いきいき情報センターの管理の一元化について 令和3年度第1期定期監査及び行政監査の指摘事項「いきいき情報センターの管理の一元化」について、令和4年6月9日付で措置方針の通知を受理した。この通知において、「令和4年度中に結論を出す必要がある。」との方針を示しているが、令和5年度当初から実施できるように早急に対処されたい。</p>	<p>監査の指摘を受け文化学習課と協議を重ねてきました。 その結果、太宰府市いきいき情報センター1階の管理を令和5年4月1日から文化学習課を主管課とすることとなりました。 管財課のいきいき情報センター関連の歳入歳出、1階テナントの契約関係もすべて令和5年度から文化学習課へ移管しています。</p>	<p>R5.6.7</p>

監査の結果及び措置状況（総務部地域コミュニティ課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>地域運営支援助成金について 各自治会及び校区自治協議会（以下「自治会等」という。）の決算報告を見ると、翌年度への繰越金が増加している。これはコロナの影響と思われる。 助成金は、自治会等の活動の維持・活性化を目的とするものである。したがって、事業の中止等により費用が削減された場合は、返還を求めるのが基本である。 しかし、補助金の交付要綱等の整備が不十分なため、繰越の限度額の設定もされず漫然と繰越額が増加している実態である。地域コミュニティ課においては、交付要綱等の整備を進めるとともに、自治会等の自主的な活動を推進するために市の指導の下に繰越金の適正な執行を求めるべきである。</p>	<p>地域運営支援助成金につきましては、交付に至った経緯などから、自治会長報酬並びに隣組長手当等の基礎的な運営費用に充てられています。 しかしながら、事業の中止や縮小による繰越金の増加は、適正な執行を求めるべきものと考えます。 つきましては、本制度が自治会等の自主的な活動を推進する望ましい制度となるよう、自治会等と協議し、要綱等の整備を検討していきます。</p>	<p>R5.6.9</p>

10 令和4年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（観光経済部産業振興課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>（太宰府市商工会分） 補助金実績報告書について 太宰府市補助金等交付規則第11条において、実績報告書には収支決算書を添付することと規定されている。商工会では、商工会補助金の収支決算書は作成されておらず、商工会総会で提出された全体の収支決算書が産業振興課に提出されている。また、事業費の中で、商業部会活動費、工業部会活動費、観光部会活動費の各部会の決算報告書についても作成されていなかった。補助目的や補助対象経費を明確にするためにも、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>商工会に対し、商工会補助金の収支決算書、商業部会活動費、工業部会活動費、観光部会活動費の各部会の決算報告書について作成を指示しております。現在作成中であるとの回答を得ています。</p>	<p>R5.6.8</p>
<p>（産業振興課分） 補助金交付事務について 商工会補助金の交付申請時の事業内容には、経営改善普及事業と地域総合復興事業を補助対象事業とされていたが、交付申請時や実績報告時における補助対象経費の確認等が不十分で、申請書に記載がない管理費にも支出されているため、補助金の返還を求められたい。 なお、太宰府市補助金等交付規則に基づき、交付申請時の収支予算書等補助対象経費が明確となる資料の確認や実績報告時の収支決算書について十分精査されることが望まれる。さらには、補助金交付申請や実績報告時の起案文書への理由等の記載、様式の使用について、事務処理等を適正に実施するよう努められたい また、商工会に対する補助対象事業については、産業振興課の説明によれば、交付根拠を「申し合わせ」であるとされているが、その記載をした文書がなく、公金支出の適正化を図るため、商工会との合意内容について太宰府市補助金等交付規則に反しない限り、早急に明文化し、産業振興課独自の交付要綱の整備を図られたい。</p>	<p>令和5年3月7日に管理費である602,459円の返還を確認しました。産業振興課独自の交付要綱については、現在作成中であり、令和5年度内に策定する予定です。</p>	<p>R5.6.8</p>

1 1 令和4年度学校監査

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>学校徴収金の未納金に関する取扱いについて</p> <p>学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費、児童手当からの充当を行うことで、多くの場合徴収できている状況であった。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きの整備については、以前から指摘しており、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程等を早急に整備されたい。</p>	<p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不能欠損処理の方法等につきまして、現在学校教育課で他市の状況等を調査・情報交換しているところです。</p> <p>ご指摘のように実態を踏まえた方法について他市の状況等に注視して今後の対応を検討していきたいと考えております。</p>	R5.6.8

1 2 令和4年度工事監査

監査の結果及び措置状況（都市整備部上下水道施設課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>設計変更について</p> <p>設計変更については、設計と現場の状況の相違による変更や受注者からの提案もしくは発注者からの指示による変更が考えられる。その多くは「協議書」という形で提示され、発注者内部の決裁を経て、「指示書」という形で完結する。特に、増額の場合は必要であると考え。今回の工事に関する急速ろ過制御盤への1系前処理設備制御と排水設備制御の増設については、各々単独で更新した場合と1つの盤に増設した場合との比較を考えたとき、一般的には後者が経済的に優位であると理解されるが、もう一步踏み込んで、それぞれの場合の概算金額を明らかにすることで、その費用対効果を示すべきものと思われる。</p>	<p>設計変更の際の協議書では、今後は必要に応じて経済的比較のための概算金額を記載し、効果を検証していきます。</p>	R5.6.2
<p>建設工事及び設計・調査等委託業務の成績評定について</p> <p>建設工事に係わる工事の成績評定は、その実施に関して必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設業者の適正な選定及び</p>	<p>建設工事及び設計・調査等委託業務の成績評定については契約主管課である管財課に申し入れを行いました。</p>	R5.6.2

<p>指導育成に資することを目的としている。また、設計・調査等委託業務についても同様であると考え、ため建設業者のためにも福岡県建設工事工事成績評定要領や太宰府市建設工事成績評定要綱に基づいて活用していただきたい。</p>		
--	--	--

1 3 令和4年度情報システム監査

監査の結果及び措置状況（総務部文書情報課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>システム導入に係る業者選定における競争性、透明性の確保について</p> <p>本システム導入に関し、プロポーザルにおける評価の配点割合が、プレゼンテーション重視の評価基準となっている。しかし、その内容は、担当課がテーマとして提示した具体的な機能の特性や実際の運用等の説明と機能面の評価も含んだものであり、今後、他市の評価基準を参考に見直し等を検討されたい。</p>	<p>システム導入の際には、当該システムを利用するに当たっての必要な機能、運用方法及び価格等の評価基準について、他市の基準等も参考に見直しを行いました。</p> <p>現在行っている、複合機のプロポーザルにおける配点割合については基準の見直しを行いました。</p> <p>今般の加速化する情報化にも対応すべく、情報収集に努めてまいります。</p>	<p>R5.6.14</p>